

関西福祉科学大学教育後援会

「奨学金支給規則」

(目的)

第1条 本奨学金は、関西福祉科学大学（以下「大学」という。）の学生で、やむを得ぬ事情で家計が急変するなどして修学が困難と判断される者に、奨学金を支給してその修学を援助することを目的とする。

(支給基準)

第2条 奨学金支給対象者は、原則として別に定める『関西福祉科学大学教育後援会「奨学金支給基準」』（以下「支給基準」という。）に基づき選考するものとする。

(支給額)

第3条 奨学金は一審査につき一人40万円以内とする。

(支給人数)

第4条 奨学金支給人数は、年度事業計画（予算策定）承認時に決定するものとする。特に定めのない場合は原則として一会計年度につき5人を上限とする。所定の人数を超えて支給する必要がある場合は、運営委員会に諮り決定する。

(推薦及び選考)

第5条 支給基準に基づき奨学金支給対象としてふさわしいと判断した時、総務部長は会長に推薦し、会長の決裁により選考決定する。ただし、本規則で原則として定めた内容を超える決裁の場合は、運営委員会の審議を経て選考決定する。

(使途目的及び支給方法)

第6条 奨学金は学費充当を目的とし、大学から納付請求がある都度、当該金額を支給することを原則とするが、特別な事情がある場合は総務部長の判断により総額40万円の範囲内で支給方法を変更することができる。

(取り消し)

第7条 支給された学生に、不正申請又はふさわしくない行為があった場合は、運営委員会に諮り奨学金の支給を取り消すものとし、不正申請については全額返還を求めるものとする。

(その他事項)

第8条 本規則運用上の疑義が生じたときは、運営委員会にて決定する。ただし、急を要する事案で運営委員会の開催が困難な場合は、会長の決

裁により執行することができる。その場合は、爾後に行われる運営委員会において報告し、追認を得ることとする。

(規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は、役員会の審議を経て総会にて決定する。

附 則

1. 本規則は、平成18年4月1日からこれを施行する。
2. 本規則は、平成19年4月1日から改正して施行する。
3. 本規則は、平成30年4月1日から改正して施行する。